

令和4年3月3日

各 位

株式会社 TLP
代表取締役社長 有野正明

公正取引委員会から「排除措置命令」と「課徴金納付命令」 を受けたことに関するお知らせ

当社は、本日付けで公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますこと深くお詫び申し上げます。

当社は、本件命令を受領した事実を厳粛かつ真摯に受け止め、信頼回復に向けてコンプライアンス体制の一層の強化と再発防止策の徹底に取り組んで参る所存です。

記

1. 公正取引委員会からの命令の内容

- (1) 日本年金機構が一般競争入札等の方法により発注する帳票の作成および発送準備業務の入札に関し、遅くとも平成28年5月6日から令和元年10月7日までの間、他社と共同して受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにするなど独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、当該違反行為が排除されることを確保するために必要な措置を講じること。
- (2) 独占禁止法第7条の2（不当な取引制限に係る課徴金の算定基礎等）に基づく課徴金を、令和4年10月4日までに納付すること。

2. 当社の対応

- (1) 当社は、上記の公正取引委員会からの命令に従い、当該違反行為を排除することを確保する措置を講じるとともに、課徴金を期限までに納付します。
- (2) 当社は、本件を重大な問題と捉え、令和3年12月20日開催の定時株主総会およびその後開催された取締役会において経営陣を刷新するとともに、以下の通り、再発防止策を決定し既にその実行に着手しています。
 - ①コンプライアンスに関する社内研修の実施と継続
 - ②公正取引を実践するための社内ルールの策定と周知
 - ③内部通報制度の再度の周知
 - ④業務手順書の見直しと内部監査手続きの改善

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 TLP 管理本部長 土屋政光
TEL : 03-5943-5200